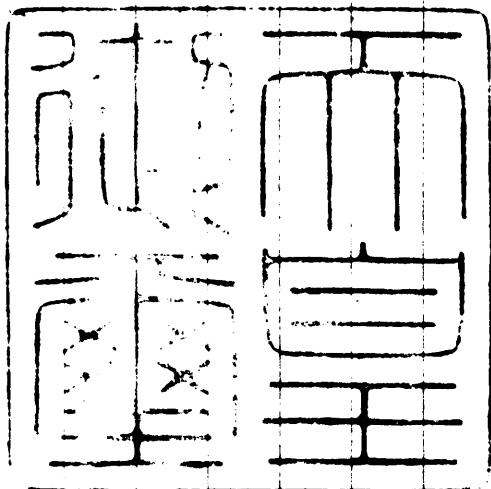


勅令第六百十七號

朕は、東京都官制等の一部を改正する勅令を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

裕仁



月

日

昭和二十一年十二月二十六日

内閣総理大臣 吉田茂
内務大臣 大村清一

勅令第六百十七号

第一條 東京都官制の一部を次のように改正する。

第一條の二中「専任四百九十六人以内」を「専任四百九十七人以内」に改める。

第九條中「七局」を「八局」に、「衛生局」を「衛生局」に改める。

第十一條中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第十六條ノ三

労働局ニ於テハ勤勞ニ關ス

ル事務ヲ掌ル

第二條 北海道廳官制の一部を次のように改正する。

第一條ノ二中「専任四十八人以内」を「専任四十九人以内」に改める。

第十條中「九部」を「十部」に、「民生部」を「労働部」に改める。

第十二條第四項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同條第四項の次に左の一項を加える。

労働部ニ於テハ勤勞ニ關スル事務ヲ掌ル

第三條 地方官官制の一部を次のように改正する。

第二條中「専任千三百五十人以内」を「専任千三百五十二人以内」に、「専任二萬九千四百八十八人以内」を「専任二万九千五百六人以内」に改める。

第十二條第二項中「衛生部」の下に、「労働部」を加える。

第十四條ノ二但書を次のように改める。

但シ衛生部ヲ置ク府縣ノ教育民生部ニ於

テハ第一號乃至第三號及第五號乃至第七號ノ事務、勞働部ヲ置ク府縣ノ教育民政部ニ於テハ第一號乃至第五號及第七號ノ事務、衛生部及勞働部ヲ置ク府縣ノ教育民政部ニ於テハ第一號乃至第三號、第五號及第七號ノ事務ヲ掌ル

第十六條第二項但書を次のように改める。

但シ衛生部ヲ置ク府縣ノ民政部ニ於テハ第十四條ノ二第五號乃至第七號ノ事務、勞働部ヲ置ク府縣ノ民政部ニ於テハ第十四條ノ二

第四號、第五號及第七號ノ事務、衛生部及勞働部ヲ置ク府縣ノ民政部ニ於テハ第十四條ノ二第五號及第七號ノ事務ヲ掌ル

同條第三項の次に左の一項を加える。

勞働部ニ於テハ勤勞ニ關スル事務ヲ掌ル

第四條 都廳府縣等臨時職員等設置制の一部を次のように改正する。

第一條中「專任五十六人 二級」を「專任六十八人 二級内一人ヲ一級ト爲スコトヲ得」に、「專任二十人」を「專

任三十一人」に、「専任六百八十九人」を「専任七百五十人」に改める。

第一條ノ三中「専任五十九人」を「専任六十七人」に、「専任百四十五人」を「専任百四十六人」に、「専任二千三百八人」を「専任二千三百十九人」に改める。

第一條ノ四第一項中「専任千百十七人」を「専任千二百五十一人」に、「専任三百九十八人」を「専任四百三十七人」に、「専任八千四百七人」を「専任八千六百二十五人」に改める。

附則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。